

労使合意に基づく適用拡大の導入を検討中の事業主様におかれましては、ご参考にしてください。

### (導入事例)

- ・事業主は、パート従業員の福利厚生、年金の充実のために、社会保険の適用をしてあげたいと思い、申出を行った。この従業員は、収入が130万円を超えていたために被扶養者になれず、国民年金及び国民健康保険に加入中であり、子供が小さいためにパートタイムでしか働けない方であった。（調剤薬局）
- ・事業主は、長く働いてくれているパート従業員の福利厚生などのために、社会保険の適用をしてあげたいと思い、申出を行った。（電気通信業）
- ・事業主は、在籍しているパート従業員のため、事業主の方からパート従業員と相談して申出を行った。数名程度であれば、経営にも大きな影響は出ないので導入に迷いはなかった。（機械器具製造業）
- ・事業主は、専門職のパート従業員の給料が高かったために被扶養者になれず、国民年金及び国民健康保険に加入されていましたことを心苦しく感じていたため、労使合意に基づく適用拡大の導入を決意。一度導入すると、これからの雇用に影響するかと迷ったが、最終的には導入を決断した。（医療機関）